

# 建築施工・ドリル4 < 工事契約と施工管理 2 >

## [ 2 ] 施工管理

施工者は、契約通りに建築物を施工するために、工事着工時・施工中・竣工時にわたって施工管理を行う。

( 施工計画 ) 等
 
 等
 ( 竣工検査 ) 等

### ( 1 ) 施工計画

施工計画とは、「設計図書に示された品質の建物を、契約に従って、定められた工期と工費の範囲で安全に完成させる計画」のことで、施工者は施工計画書を作成する。

総合仮設計画書：施工計画を総合的に検討し、安全かつ合理的な仮設の配置計画を示す。

工事別施工計画書：専門工種別に作成するもので、元請負者が専門工事業者の意見を聞いて作成する。使用材料の商品名・メカ名等を具体的に記載。

### ( 2 ) 提出書類など

労働安全衛生法の規定による届出（計画の届出など）

「建設物、機械等の設置、移転または主要構造部の変更届」は、その計画を工事開始30日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない。

ただし仮設の建設物または機械等で、労働省令で定めるものは届出の必要なし。

設置の届出をすべき機械等の例

- ・足場(60日未満のものを除く) / つり足場、張り出し足場以外の足場では高さ10m以上
- ・型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上) ・架設通路(高さ及び長さが10m以上)

設置の報告をすべきクレーン

- ・クレーン0.5t以上3t未満
- ・移動式クレーン

「建設工事の計画届」は、建設業の仕事で重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、労働省令で定めるものを開始しようとするときは、30日前までに厚生労働大臣に届け出なければならない。

建築基準法による提出書類と提出先

提出書類	提出先	提出者	提出時期
建築確認申請	建築主事	建築主	着工前
工事完了検査申請	建築主事	建築主	完了から4以内
仮使用承認申請書	特定行政庁	建築主	確認申請時
建築工事届	都道府県知事	建築主	着工前
建築物除去届	都道府県知事	施工者	着工前

その他の法規による提出書類と提出先

提出書類	提出先	提出者	提出時期
特定建設作業実施届	市町村長	施工者	作業開始7日前
道路使用許可申請書	警察署長	施工者	着工前
道路占用許可申請書	道路管理者	道路占用許可申請者	着工前

【問題】次の問いに答えなさい。

( 1 ) 施工者が行う施工管理の内容を、工事着工時・施工中・竣工時それぞれ書きなさい。

工事着工時	施工中	竣工時

( 2 ) 施工計画について、簡潔に説明しなさい。


( 3 ) 総合仮設計画書について、簡潔に説明しなさい。


( 4 ) 工事別施工計画書について、簡潔に説明しなさい。


( 5 ) 労働安全衛生法の規定による届出について、空欄を埋めなさい。

「建設物、機械等の設置、移転または主要構造部の変更届」は、その計画を工事開始( )日前までに( )に届け出なければならない。

ただし仮設の建設物または機械等で、( )で定めるものは届出の必要なし。

設置の届出をすべき機械等の例


設置の報告をすべきクレーン


「建設工事の計画届」は、建設業の仕事で重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、( )で定めるものを開始しようとするときは、30日前までに( )に届け出なければならない。

建築基準法による提出書類と提出先

提出書類	提出先	提出者	提出時期
建築確認申請			
工事完了検査申請			
仮使用承認申請書			
建築工事届			
建築物除去届			

その他の法規による提出書類と提出先

提出書類	提出先	提出者	提出時期
特定建設作業実施届			
道路使用許可申請書			
道路占用許可申請書			